

○小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例

平成19年

条例第14号

改正 平成21年条例第14号

平成21年条例第17号

平成23年条例第16号

平成26年条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、義務教育就学期にある児童を養育している者に対し、児童に係る医療費の一部を助成することにより、児童の保健の向上と健全な育成を図り、もって子育ての支援に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「児童」とは、6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日から15歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。

2 この条例において「児童を養育している者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母

(2) 父母に監護されず、又はこれと生計を同じくしない児童を監護し、かつ、その生計を維持する者

3 前項第1号の場合において、父及び母がともに当該父及び母の子である児童を監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該児童は、当該父又は母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者によって監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

4 この条例にいう「父」には、母が児童を懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含むものとする。

(対象者)

第3条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、児童（小平市の区域内に住所を有する者に限る。）を養育している者であって、その者が養育する児童の疾病又は負傷について、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他規則で定める法令（以下「社会保険各法」という。）の規定により医療に関する給付が行われるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する児童を養育している者は、対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている児童
- (2) 規則で定める施設に入所している児童
- (3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第8項に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者又は同法第6条の4第1項に規定する里親に委託されている児童（他の制度による助成との調整）

第4条 前条の規定にかかわらず、心身障害者の医療費の助成に関する条例（昭和49年東京都条例第20号）又は小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第17号）により医療費の助成を受けている者は、この条例による助成を受けることができない。

（所得の制限）

第5条 第3条の規定にかかわらず、対象者の前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）並びに対象者の扶養親族等でない児童で対象者が前年の12月31日において生計を維持したものの有無及び数に応じて、規則で定める額以上であるときは、当該所得のあった翌年の10月1日から1年間は、対象としない。

2 前項に規定する所得の範囲及びその額の計算方法は、規則で定める。

（医療証の交付）

第6条 医療費の助成を受けようとする者は、養育する児童について、市長に申請し、規則で定めるところにより、この条例による助成を受ける資格を証する医療証の交付を受けなければならない。

（助成の範囲）

第7条 市は、児童の疾病又は負傷について国民健康保険法又は社会保険各法の規定により医療に関する給付が行われた場合における医療費（健康保険の療養に要する費用の額の算定方法によって算定された額（当該法令の規定によりこれと異なる算定方法によることとされている場合においては、その算定方法によって算定された額）を超える額を除く。）のうち、当該法令の規定によって児童に係る国民健康保険法による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額（病院又は診療所への入院及びその療養と併せて食事の提供たる療養（以下「入院時食事療養」という。）を受けた場合

については、当該法令の規定により負担すべき入院時食事療養費に係る食事療養標準負担額（以下単に「食事療養標準負担額」という。）を除く。以下「対象者負担額」という。）から、別表に規定する一部負担金相当額を控除した額を助成する。

- 2 前項の規定による助成は、他の法令によって医療に関する給付又は医療費の助成を受けることができるときは、その給付又は助成の限度において行わない。

（医療費の助成）

第8条 医療費の助成は、医療証の交付を受けた対象者が医療証を提示して診療、薬剤の支給又は手当（以下「診療等」という。）を受けた場合に、前条の規定により助成する額を当該診療等を行った病院、診療所若しくは薬局又はその他の者（以下「病院等」という。）に市長が支払うことにより行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特別の理由があると認めるときは、対象者に支払うことにより医療費の助成を行うことができる。

（一部負担金相当額等の支払方法）

第9条 前条第1項に規定する方法により医療費の助成を受ける対象者は、別表に規定する一部負担金相当額及び入院時食事療養を受けた場合については食事療養標準負担額を、厚生労働省令の規定の例により病院等に支払うものとする。

（届出義務）

第10条 医療証の交付を受けた対象者は、第6条の規定により申請した事項に変更が生じたときは、規則で定めるところにより、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

- 2 医療証の交付を受けた対象者は、現況について規則で定めるところにより毎年市長に届け出なければならない。ただし、市長が当該対象者の現況をその同意に基づき公簿等により確認することができるときは、この限りでない。

- 3 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、その事実、当該第三者の氏名及び住所又は居所（氏名又は住所若しくは居所が明らかでないときは、その旨）並びに被害の状況を、規則で定めるところにより、遅滞なく市長に届け出なければならない。ただし、同一の事由について、対象者が既に届け出ている場合は、この限りでない。

（譲渡又は担保の禁止）

第11条 対象者は、この条例による医療費の助成を受ける権利を譲渡し、又は担保に供してはならない。

（損害賠償の請求権の譲渡）

第11条の2 対象者は、医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において当該助成事由に係る医療費の助成を受けたときは、規則で定めるところにより、その助成の額の限度において、対象者が当該助成事由に係る第三者に対して有する損害賠償の請求権を市に譲渡するものとする。

2 対象者は、前項の規定により第三者に対して有する損害賠償の請求権を譲渡した場合は、規則で定めるところにより、当該第三者にその旨を遅滞なく通知しなければならない。

(助成費の返還等)

第12条 市長は、医療費の助成を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者から当該助成を受けた額の全部又は一部(第2号から第4号までのいずれかに該当する場合にあっては、第三者の行為によって生じた疾病又は負傷に係る医療費の助成の額を限度とする。)を返還させることができる。

(1) 偽りその他不正の行為によって、医療費の助成を受けたとき。

(2) 第10条第3項の規定に違反して、同項の規定による届出を行わなかったとき。

(3) 前条第1項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡しなかったとき。

(4) 前条第2項の規定に違反して、損害賠償の請求権を譲渡した旨の通知を行わなかったとき。

2 医療費の助成事由が第三者の行為によって生じた場合において、対象者が第三者から同一の事由について損害賠償を受けたときは、市長は、その額の限度において、医療費の助成を行わず、又は助成した医療費を返還させることができる。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (平成19年6月29日・平成19年条例第14号)

(施行期日)

1 この条例は、平成19年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 第6条に規定する医療証の交付の手續その他の必要な行為については、この条例の施行前においても行うことができる。

(小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例の一部改正)

3 小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例(昭和64年条例第17号)の一部を次のように改正する。

[次のよう]略

附 則（平成21年6月11日・平成21年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年6月30日・平成21年条例第17号）

（施行期日）

1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、平成21年10月1日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成23年11月29日・平成23年条例第16号）抄

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月27日・平成26年条例第9号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

4 第3条の規定による改正後の小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

別表（第7条、第9条関係）

区分	一部負担金相当額
入院、調剤及び訪問看護に係る医療費	0円
通院（施術を含む。）に係る医療費（通院1回当たり）	200円

注 通院1回当たりの対象者負担額が200円に満たない場合にあつては、その満たない額

○小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則

平成19年

規則第48号

改正 平成20年規則第37号

平成21年規則第29号

平成21年規則第33号

平成24年規則第32号

平成26年規則第24号

平成27年規則第69号

平成28年規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例（平成19年条例第14号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(条例第3条第1項の規則で定める法令)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める法令は、次のとおりとする。

- (1) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (2) 船員保険法（昭和14年法律第73号）
- (3) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）
- (4) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）
- (5) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）

(条例第3条第2項第2号の規則で定める施設)

第4条 条例第3条第2項第2号の規則で定める施設は、条例第7条第1項に規定する児童に係る国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による世帯主又は社会保険各法による被保険者その他これに準ずるものが負担すべき額を、国又は地方公共団体において負担している施設（通所により利用する施設を除き、かつ、当該施設に、児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の法令による措置によらずに入所している者（以下「利用契約入所者」という。）がいる場合は、条例第3条第2項第2号に規定する施設に入所している者から当該利用契約入所者を除くものとする。）をいう。

(条例第5条第1項の規則で定める額)

第5条 条例第5条第1項の規則で定める額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 扶養親族等及び扶養親族等でない児童がないとき 622万円
- (2) 扶養親族等及び扶養親族等でない児童があるとき 622万円に当該扶養親族等及び扶養親族等でない児童1人につき38万円（当該扶養親族等が所得税法（昭和40年法律第33号）の老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは、当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき44万円）を加算した額
（条例第5条第1項に規定する所得の範囲）

第6条 条例第5条第1項に規定する所得の範囲は、前年の所得（1月から9月までの場合は前々年の所得とする。）のうち、地方税法（昭和25年法律第226号）第5条第2項第1号に掲げる市町村民税（特別区が同法第1条第2項の規定により課する同法第5条第2項第1号に掲げる税を含む。以下同じ。）についての同法その他の市町村民税に関する法令の規定による非課税所得以外の所得とする。

（条例第5条第1項に規定する所得の額の計算方法）

第7条 条例第5条第1項に規定する所得の額は、その所得が生じた年の翌年の4月1日の属する年度（以下「当該年度」という。）分の市町村民税に係る地方税法第313条第1項の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から8万円を控除した金額とする。

2 次の各号に該当する者については、当該各号に掲げる額を前項の規定によって計算した額からそれぞれ控除するものとする。

- (1) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第1号、第2号又は第4号に規定する控除を受けた者については、当該雑損控除額、医療費控除額又は小規模企業共済等掛金控除額に相当する額
- (2) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第6号に規定する控除を受けた者については、その控除の対象となった障害者1人につき27万円（当該障害者が同号に規定する特別障害者である場合には、40万円）

(3) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第8号に規定する控除を受けた者については、27万円（当該控除を受けた者が同条第3項に規定する寡婦である場合には、35万円）

(4) 当該年度分の市町村民税につき、地方税法第314条の2第1項第9号に規定する控除を受けた者については、27万円

（条例第6条の医療証の交付申請等）

第8条 条例第6条の規定による申請は、医療証交付申請書（別記様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法による被保険者又は被扶養者であることを証する書類

(2) 児童を養育していることを明らかにすることができる書類

(3) 児童を養育している者の前年の所得（1月から9月までの児童に係る医療費の一部の助成については、前々年の所得とする。）の状況を証する書類

(4) 厚生労働省令の規定による限度額適用認定証又は限度額適用・標準負担額減額認定証（以下「限度額適用認定証等」という。）

2 前項の規定にかかわらず、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当（同法に規定する特例給付を含む。）の支給を受けている者が児童手当認定通知書又は児童手当支払通知書を提示するときは、前項第2号及び第3号の書類の添付を省略することができる。

3 市長は、条例第6条の規定による申請があった場合において、条例第3条に規定する対象者と決定したときは医療証（別記様式第2号）を交付し、同条に規定する対象者でないと決定したときは医療証交付申請却下決定通知書（別記様式第3号）により通知する。

4 市長は、小平市乳幼児の医療費の助成に関する条例（平成5年条例第19号）第5条の規定により6歳に達する日以後の最初の3月31日を有効期限とする医療証の交付を受けている者が、同日後この条例の規定により医療費の助成を受けようとする場合において、その者が条例第3条に規定する対象者であると認めるときは、条例第6条の規定による申請を省略し、前項の医療証を交付することができる。

5 市長は、小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例（平成元年条例第17号）第5条の規定により医療証の交付を受けている者（小平市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例施行規則（平成元年規則第30号）第15条に定める者を除く。）が、この条例の規定により医療費の助成を受けようとする場合において、その者が条例第3条に規定する

対象者であると認めるときは、条例第6条の規定による申請を省略し、第3項の医療証を交付することができる。

(医療証の有効期限)

第9条 医療証の有効期限は、毎年9月30日までとし、10月1日に更新する。

(医療証の返還)

第10条 医療証の交付を受けた対象者は、その資格を喪失したときは、速やかに当該医療証を市長に返還しなければならない。

(医療証の再交付)

第11条 医療証の交付を受けた対象者は、当該医療証を破り、汚し、又は失ったときは、医療証再交付申請書(別記様式第4号)により市長に医療証の再交付の申請をすることができる。

2 医療証を破り、又は汚したときの前項の申請は、当該医療証を添えて行わなければならない。

3 医療証の再交付を受けた対象者は、医療証の再交付を受けた後、失った医療証を発見したときは、速やかに発見した医療証を市長に返還しなければならない。

(条例第8条第2項に規定する助成の方法の特例)

第12条 条例第8条第2項の特別の理由は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

(1) 国民健康保険法又は社会保険各法の規定により児童に係る療養費又は療養費に相当する家族療養費が支給されたとき。

(2) 前号に定める場合のほか、市長が特に認めるとき。

2 医療証の交付を受けた対象者は、条例第8条第2項に規定する方法により医療費の助成を受けようとする場合は、医療助成費支給申請書(別記様式第5号)により市長に申請をしなければならない。

3 前項の申請は、第1項各号のいずれかに該当することを証する書類を添えて行わなければならない。

(条例第10条の規定による届出)

第13条 条例第10条第1項の規定による届出は、申請事項変更(消滅)届(別記様式第6号)に医療証を添えて行わなければならない。

2 条例第10条第2項の規定による届出は、現況届(別記様式第7号)に医療証の交付を受けた対象者の前年の所得を証する書類を添えて行わなければならない。

3 条例第10条第3項の規定による届出は、第三者行為による傷病届(別記様式第7号の

2) により行わなければならない。

(受給資格消滅の通知)

第14条 市長は、医療証の交付を受けた対象者が条例第3条に規定する資格要件に該当しなくなったと認めるときは、医療費助成受給資格消滅通知書(別記様式第8号)により当該対象者であった者に通知する。ただし、医療証の交付を受けた対象者が死亡した場合は、この限りでない。

(損害賠償の請求権の譲渡)

第15条 条例第11条の2第1項の規定による損害賠償請求権の譲渡は、義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について(別記様式第9号)を市長に提出することにより行わなければならない。

2 条例第11条の2第2項の規定による通知は、債権譲渡通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(添付書類の省略)

第16条 市長は、この規則の規定により申請書又は届書に添付しなければならない書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略することができる。

附 則(平成19年7月5日・平成19年規則第48号)

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

附 則(平成20年9月25日・平成20年規則第37号)

(施行期日)

1 この規則は、平成20年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第7号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則(平成21年6月30日・平成21年規則第29号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年9月11日・平成21年規則第33号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成24年7月20日・平成24年規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、平成24年10月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定は、

公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の第5条の規定は、平成24年10月1日以後の対象者に係る所得の制限の額について適用し、同日前の対象者に係る所得の制限の額については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の別記様式第1号及び別記様式第7号による用紙で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（平成26年6月27日・平成26年規則第24号）抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
(小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)
- 4 第3条の規定による改正後の小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、施行日以前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

附 則（平成27年12月28日・平成27年規則第69号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日・平成28年規則第8号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別記様式第1号（第8条関係）

子 義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請書

受付印

<small>小平市長 殿</small> 次のとおり義務教育就学児医療費助成制度の医療証の交付を申請します。 なお、申請及び毎年の変更更新に当たり、所得状況等を公簿等により確認することに同意します。 また、申請した事項に変化が生じた場合は速やかに届出を行います。						記 号 番 号	
年 月 日						加入保険の内容 被 保 険 者 申請者本人・その他 () 保 険 者 番 号	
申 請 者	フリガナ	性別	生 年 月 日	年 月 日	配 偶 者 有 ・ 無	保 険 者 名 国民健康保険 健康保険組合 共済組合 全国健康保険協会	
	氏 名	男・女	個 人 番 号				
	住 所		電 話 番 号	転入日 年 月 日			
配 偶 者	フリガナ	性別	生 年 月 日	年 月 日	住 所 ※ 申請者と別居の場合のみ記入		
	氏 名	男・女	個 人 番 号				
			電 話 番 号				
対 象 児 童	フリガナ 氏 名	続柄	性別	生年月日	申請者との 状況	住所 (別居の場合のみ記入)	他の医療費助成 受給中のものが あれば○で囲む
			男・女	年 月 日	同居・別居		
			男・女	年 月 日	同居・別居		生活保護 ひとり親家庭医療 心身障害者医療
			男・女	年 月 日	同居・別居		

別記様式第2号(第8条関係)

⑤ 医療証		通院負担 有(200円)
負担者番号		
受給者番号		
児童	氏名	男・女
	生年月日	年 月 日生
保護者	住所	
	氏名	
有効期間	年 月 日から 年 月 日まで	
<p>上記の者は、小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例により医療費の一部を小平市が助成するものであることを証明する。</p> <p style="text-align: right;">小平市長 印</p>		
交付年月日	年 月 日	

別記様式第3号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

小平市長

印

義務教育就学児医療費助成制度医療証交付申請却下決定通知書

年 月 日付けで申請のありました医療証の交付について審査しましたが、次の理由により義務教育就学児医療費助成制度の対象者となりませんので通知します。

氏 名	
住 所	
却下年月日	
却下事由	

注

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として(訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第4号(第11条関係)

年 月 日

小平市長 殿

住 所
氏 名

㊦

㊦ 義務教育就学児医療費助成制度
医 療 証 再 交 付 申 請 書

次の理由により、義務教育就学児医療費助成制度の医療証の再交付を申請します。

医療証番号

負 担 者 番 号							
受 給 者 番 号							
児 童	氏 名						
	生 年 月 日			年		月	

医療証交付年月日

年 月 日

申請理由

1 なくした 2 破いた 3 汚した 4 その他
(具体的に書いてください。)

注 記名押印に代えて、署名することができます。

別記様式第5号(第12条関係)

㊦ 義務教育就学児医療助成費支給申請書

負担者番号							
受給者番号							
児童の氏名						生年月日	年 月 日
外来・入院の別	1 外来		2 入院				
診療等を受けた期間						年 月 日から	年 月 日まで
病院などの名称及び所在地	名称 所在地()都道府県()区市町村 他 箇所						
申請の理由							
支給額は、下記の口座に振り込んでください。							
振込先 金融機関	銀行 農協 信用金庫(店番)	支店	1 普通	口座番号			
			2 当座	口座名義 ※カナで記入			
上記のとおり、義務教育就学児医療費助成制度の医療助成費の支給を申請します。 年 月 日							
小平市長 殿							
住所 氏名 (TEL — — ㊦)							

別記様式第6号(第13条関係)

㊦ 義務教育就学児医療費助成制度
申請事項変更(消滅)届

医療証番号		負担者番号								
		受給者番号								
変更 の 場 合	新氏名	()								
	(旧氏名)	()								
	新住所	〒 (電) ()								
	(旧住所)	()								
	新加入 医療保 険	記号番号	記号			番号				
		被保険者氏名				申請者との続柄				
		保険者名	番号 名称							
保険者住所地		〒 (電) ()								
その他の事項										
変更年月日		年 月 日								
消滅 の 場 合	消滅理由	1 他区(市町村)に転出 (転出先 (電) ()) 2 他の医療費助成制度を受給 (親 ・ 障 ・ 生活保護) 3 死亡 4 児童を扶養しなくなった 5 その他()								
		消滅年月日	年 月 日							
上記のとおり、 義務教育就学児医療費助成制度の 申請事項が変更 申請事項が変更 受給資格が消滅 したので届け出ます。 小平市長殿 年 月 日 住所 氏名 ㊦										

注 記名押印に代えて、署名することができます。

別記様式第7号(第13条関係)

義務教育就学児医療費助成制度現況届 (年度)

小平市長 殿

申請者	ふりがな			生年月日					
	氏名			性別		配偶者	有無		
	住所	電話番号 ()							
	年1月1日の住所地		小平市・小平市外()都道府県()区市町村						
児童	ふりがな	生年月日	続柄	性別	同居・別居の別	住所(別居の場合にのみ記入)			
	氏名			男・女	同・別				
				男・女	同・別				
				男・女	同・別				
児童が加入している保険	1 小平市国保		記号	番号					
	2 組合保険		被保険者氏名						
	3 協会管掌保険		保険者	保険者番号					
	4 各種共済保険			名称					
	5 国保組合			所在地					
6 その他()									
該当箇所に○をつけてください。	1 生活保護を受けている。 2 ひとり親医療証を持っている。 3 児童が心身障害者医療証を持っている。 4 児童が児童福祉施設等(母子生活支援施設・通所施設を除く)に入所している。 5 1~4に該当するものはない。								
<p>上記のとおり現況届を提出します。 なお、毎年資格更新時の審査を受けるため、所得状況等を公簿等により確認することに同意します。 また、申請した事項に変化が生じた場合は速やかに届出を行います。</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>									

別記様式第7号の2（第13条関係）

㊦ 第三者行為による傷病届

児童 (被害者)	負担者番号	8	8	1	3					加入保険者名		
	受給者番号									保険者番号		
	氏名	(年 月 日生)								被保険者氏名		
第三者 行為 (事故) の状況	発生日時									発生場所		
	原因及び 被害の状況											
第三者 (加害者)	住所											
	氏名									電話番号	()	
	交通事故の場合	自賠責保険	保険会社名								電話番号	()
		任意保険	保険会社名								電話番号	()
		所在地										

上記のとおり、第三者の行為により被害を受けたことを届け出ます。

年 月 日

小平市長 殿

対象者（児童の保護者）

{ 郵便番号
 住 所
 氏 名
 電話番号 ()

㊦

別記様式第8号(第14条関係)

第 号
年 月 日

様

小平市長

印

義務教育就学児医療費助成受給資格消滅通知書

次のとおり、義務教育就学児医療費助成制度における受給資格が消滅しましたので通知します。

氏 名	
住 所	
受 給 者 番 号	
資 格 消 滅	消滅年月日
	消滅事由

注

- 1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面で小平市長に対し審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、小平市を被告として(訴訟において小平市を代表する者は小平市長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

別記様式第9号（第15条関係）

㊦ 義務教育就学児医療費助成制度に係る債権譲渡について

年 月 日

小平市長 殿

対象者（児童の保護者）

}	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	Ⓜ
	電話番号	()

(年 月 日生)

小平市義務教育就学児の医療費の助成に関する条例第11条の2第1項の規定により、第三者の行為に係る医療費について小平市から助成を受けた額の限度において、私が加害者_____に対して有する下記損害賠償請求権を小平市に譲渡します。

記

譲渡する債権	児 童 (被害者)	氏 名 (年 月 日生)				
	債 権 額	金 円				
	事 故 発 生 日 時		事 故 発 生 場 所			
	原 因 及 び 被 害 の 状 況					
債務者 (加害者)	住 所					
	氏 名		電 話 番 号	()		
	交 通 事 故 の 場 合	自 賠 責 保 険	保 険 会 社 名		電 話 番 号	()
		任 意 保 険	保 険 会 社 名		電 話 番 号	()
		所 在 地				
		所 在 地				

別記様式第10号（第15条関係）

債権譲渡通知書

年 月 日

殿

譲渡人 住所

氏名

㊦

私が貴殿に対して有する下記の債権を譲渡したので通知
します。

記

1 債権額 金 円

2 債権発生の原因である事実

3 譲渡日 年 月 日

4 譲受人 小平市

東京都小平市小川町2丁目1, 333番地

備考

- 1 必ず郵便法（昭和22年法律第165号）第48条第1項の規定による内容の証明を受けてください。
- 2 1行26字以内、1枚20行以内で作成してください。

別記様式第1号 (第8条関係)
別記様式第2号 (第8条関係)
別記様式第3号 (第8条関係)
別記様式第4号 (第11条関係)
別記様式第5号 (第12条関係)
別記様式第6号 (第13条関係)
別記様式第7号 (第13条関係)
別記様式第7号の2 (第13条関係)
別記様式第8号 (第14条関係)
別記様式第9号 (第15条関係)
別記様式第10号 (第15条関係)